回 覧　　組　　（2026 年）令和 8 年 10 月 31 日

令和 8 年 11 月 町内会 広報（行事・回覧物・情報）

https://townweb.e-okayamacity.jp/c-seidencho/　井田町町内会

1. 11 月 町内会行事　（月当番以外の個別行事はありません）

11 月 月当番

1）資源化物回収

11 月 12 日（木）　6:45（ケース出し）、7:00～8:00（資源化物出し）　14 組

2. 回覧物

1）みかどっ子（10 月）　（岡山市立三門小学校）
2）三門交番（11 月）　（岡山西警察署 三門交番）
3）岡山市連合町内会会報（第 47 号）　（岡山市連合町内会）
4）ふれあい（第 189 号）　（岡山市立岡西公民館）
5）今日から始める！かんたん体操　（岡山市立岡西公民館）

3. 配布物

1）市民のひろば おかやま 11 月　（岡山市）
2）ai あい（84）　（岡山市愛育委員協議会）

4. 町内会の情報広場

◎井田町 環境美化クリーン作戦（9 月 27 日<日> 参加者:約 70 名）
早朝作業、お疲れ様でした。皆様のご協力で、町内が綺麗になりました。

下記、ごみステーションに関する岡山市の規則・条例の一部抜粋です。
興味のある方は岡山市のホームページをご覧ください。

●集積場は 10 戸から設置可能

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則
第 15 条 2　条例第 24 条第 3 項で規定する家庭系廃棄物の集積場のうち，可燃及び不燃性のごみの集積場は，原則として住宅戸数が 10 戸以上の場合に設置するものとする。ただし，条例第 25 条第 6 項の規定により設置する場合は，この限りでない。

●ごみステーションの管理が町内会になっている根拠

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
第 24 条 3　前項に規定する家庭系廃棄物の集積場は，あらかじめ市長の同意を得て，市民が共同で設置するものとし，当該市民は清掃を行うこと等により，その集積場を適切に管理しなければならない。